

# 令和4年9月定例会 総括審査会

## 吉田 英策委員

吉田英策委員

日本共産党の吉田英策である。

まず、汚染水の抑制対策について聞く。

A L P S 処理水、汚染水の海洋放出について、反対の大きさは変わらない。福島民報の県民世論調査でも「理解が広がっていない」は52%と、「理解が広がっている」の38%を上回っている。政府、東京電力の約束である「関係者の理解が得られなければ海洋放出しない」に照らせば、海洋放出は断念すべきである。これ以上県民を分断すべきではない。

国や東京電力は、タンク保管の継続と地下水の抑制対策に本気で取り組むべきであり、県はそれを強く求めるべきである。地質の専門家である福島大学の柴崎教授のグループが、従来工法による広域遮水壁と集水井戸での地下水抑制対策を提案している。県は、施設の事前了解の回答時に、抜本的な地下水対策を求めようとした。

国や東京電力に求めている地下水等の抜本的な流入抑制対策とはどのようなものか、知事の考えを聞く。

知事

汚染水の発生抑制のためには、その原因となる原子炉建屋等への地下水や雨水の流入抑制が重要である。国及び東京電力は本年6月、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的な対策に加え、汚染水発生量のさらなる低減に向けて建屋貫通部の局所止水を行う方針を決定したほか、外壁全面止水や広域遮水壁についても検討を行うとしたところである。

県としては国及び東京電力に対し、これらの新たな取組も含め中長期ロードマップの目標達成はもとより、汚染水発生量のさらなる低減が図られるよう様々な知見や手法を活用した対策、つまり地下水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むことを引き続き求めていく考えである。

吉田英策委員

私は、東京電力が示した局所対策や広域遮水壁対策では不十分だと思っている。局所的な対策では作業員の被曝の可能性もある。国及び東京電力は海洋放出ありきで進めているため、こうした実現不可能な対策を提案してきているのだと思う。

県は事前了解の回答時に、フェーシングや凍土壁と並行して抜本的な対策を求めている。抜本的な対策とは、やはり本県の研究者が提案している従来工法による広域遮水壁や集水井戸での対策であり、それを県として国及び東京電力に求めるべきではないか。知事の考えを再度聞く。

知事

汚染水の発生抑制対策だが、国及び東京電力は広域遮水壁についても検討を行うとしている。県としては、様々な知見や手法を活用して原子炉建屋等への地下水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むことを求めており、引き続き、国及び東京電力の検討状況を廃炉安全監視協議会等により確認していく。

吉田英策委員

東京電力が求めている広域遮水壁は粘土壁であり、これでは抑制対策には不十分だと思っている。やはり、本県の研究者が提案している在来工法による広域遮水壁や集水井戸での対策の提案を国に求めるよう願う。

次に、新型コロナウイルス感染症の陽性者の全数把握について聞く。

政府は先月から新型コロナウイルス感染者数の報告について、感染者数は報告するが氏名、住所は高齢者、重症化リス

クのある者に限定するとの見直しを行った。これでは感染者全体を把握することができないため、陽性者の体調急変に対応できず、県民の命を守ることはできないと思う。

発生届出の対象外である陽性者の体調急変にどのように対応するのか、県の考えを聞く。

保健福祉部長

発生届出の有無にかかわらず、急な発熱など体調が変化した場合には看護師が常駐するフォローアップセンターにおいて24時間相談に対応するほか、医療を必要とする場合には保健所や医療機関と連携し、確実に医療につながる体制を整えている。

吉田英策委員

今述べたフォローアップセンターの対応では、感染者からの連絡を待つだけになると思う。陽性者一人一人に寄り添う対応が必要ではないか。軽症者の氏名や住所を把握しなければ適切な対応はできないと思う。

今後第8波の到来も予想される中、県独自でも感染者の詳細な把握を行うことで体調急変に対応できるのではないかとと思うが、再度答弁願う。

保健福祉部長

陽性と診断された場合には、医療機関や陽性者登録センターから必ず療養の案内を連絡し、本人が不安にならず安心して療養できるよう、24時間対応のフォローアップセンターの連絡先を伝えているところである。

吉田英策委員

県民の命に関わる問題であり、県独自の対応も行うべきだと思う。

次に、インフルエンザワクチンの接種費用についてである。

過去2年間は大きな流行がなかったインフルエンザも今後の流行が予想されており、新型コロナウイルスとの同時流行が心配されている。インフルエンザの大流行を抑えるために、インフルエンザワクチンの接種補助をすべきではないか。

インフルエンザワクチンの定期接種の費用について自己負担が生じないよう補助すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

インフルエンザワクチンの定期接種の費用については、既に県内の全市町村において65歳以上の者など定期接種対象者へ費用の一部補助を実施している。自己負担の在り方については、定期接種事業の実施主体である市町村が決定すべきものと考えている。

吉田英策委員

保健福祉部長が述べたように、インフルエンザの大流行を防ぐための一部補助は実施されている。いわき市では生後6か月から中学3年生まで1回1,200円の補助、高齢者と基礎疾患保持者には1,400円の自己負担で接種できる補助があるが、今後のインフルエンザの大流行を防ぐために、やはり県が全世代に対して補助を行うことが必要ではないか。再度答弁願う。

保健福祉部長

予防接種法においては、実施主体である市町村が地域の実情などを勘案して実費徴収の扱いや接種を受けた者からの徴収額などを定めることとされている。より多くの人に接種してもらうために、定期接種対象者にワクチンの有効性等の理解を得ることが重要と考えており、県の広報等を活用して周知に努めていく。

吉田英策委員

新型コロナウイルスとインフルエンザの大流行が本当に危惧されており、これまでとは全く違う状況が今後発生する可能性がある。インフルエンザワクチン接種の全世代への補助も真剣に考えるべきだと思う。

次に、物価高騰対策について聞く。

物価高騰下で食費や光熱費がかさみ、生活苦の実態が広がっている。今月から食料品約6,500品目のさらなる値上げが予定されている。ウクライナ危機とアベノミクスでの異次元の金融緩和による円安が大きな原因とされており、政府や日

本銀行は外国為替市場に介入して円買いドル売りを行ったが、一時的との見方である。なぜそうなるのか、それは日本が賃金の上昇しない国に陥っているからである。今必要なのは、政治の責任で賃金の上昇国にすることではないか。支援金の支給、医療費2倍化の中止、消費税5%への減税を行うとともに、最低賃金の引上げが必要だと思う。

県内の最低賃金は今月から30円上がったが、858円で低過ぎる。中小企業の社会保険料の支援、大企業の内部留保への時限的課税の実施、全国一律で最低賃金を1,500円に引き上げ正社員やそうでない者も手取り月収を20万円以上にするなどの対策が必要だと思う。

中小企業の社会保険料の事業主負担を支援し、最低賃金を時給1,500円に引き上げるよう国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

商工労働部長

最低賃金については、国が最低賃金法に基づき労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えている。

吉田英策委員

858円の最低賃金では生活を守れないことは明らかである。OECD加盟国ではドイツが1,600円、イギリスが1,500円である。必要最低な生計費は都会でも地方でも1,600円以上との調査もあるため、858円は本当に低いと思う。県民の暮らしを支えるためにも引上げが必要であり、地方から声を上げて政府に求めることが、県民の暮らしを守る県の責任でもあると思うが、再度答弁願う。

商工労働部長

最低賃金については、法に基づき組織される公益代表、労働者代表、使用者代表で構成する最低賃金審議会の答申を踏まえて都道府県労働局長が決定することとされており、県としてはこれを尊重すべきものと考えている。

吉田英策委員

尊重するだけでは駄目であり、地方から声を上げていくことが必要だと思う。都会でも地方でも必要最低な生活費は変わらないとの調査もあるため、県としても審議会上で最低賃金の引上げを求めるよう願う。

次に、放課後児童クラブについて聞く。

放課後児童クラブの運営は、新型コロナウイルス対策や原油価格高騰・物価高騰下で困難を抱えている。緊急に電気、ガス、光熱費などの支援が必要だが、光熱水費等への支援には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できるとされている。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して放課後児童クラブを支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

こども未来局長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は市町村も交付対象となっていることから、放課後児童クラブの実施主体であり各施設の実情を把握している市町村が国から直接交付を受けて対応していくことが適当であると考えている。

県としては、臨時交付金を積極的に活用するよう市町村に働きかけていく。

吉田英策委員

市町村に対してこのような交付金を活用した放課後児童クラブへの支援を強めるよう、ぜひとも働きかけてもらいたい。

また、10月から新たな処遇改善策が始まるが、今までの制度を活用していなければ継続できないこととなっている。

放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業を実施している件数を聞く。

こども未来局長

449件である。

吉田英策委員

私が執行部と様々やり取りしてきた中で、民営のクラブは86%、公営のクラブは38%、全体では約7割が現行制度を活用していると聞いたが、そうすると3割は活用していないことになる。その3割は10月からの新制度下で今後申請しようとしてもできないことになってしまう。

物価高騰やコロナ禍の下で、放課後児童支援員は子供の健全な成長のために奮闘しており、待遇で報いることが必要だと思うが、支援員の処遇改善にどのように取り組んでいくのか。

こども未来局長

放課後児童クラブは市町村が実施主体であり、人件費など通常の運営に必要な経費を国と県がそれぞれ子ども・子育て支援交付金として市町村に交付する仕組みとなっている。今般の経済対策についても同じ処遇で措置するとなっているため、当該趣旨を踏まえて必要な対応を取るよう市町村に働きかけていきたいと考えている。

吉田英策委員

エッセンシャルワーカーの処遇改善は本当に喫緊の課題だと思うため、ぜひ取組を強化するよう願う。

次に、原発事故による被災者支援について聞く。

中間指針の見直しを求めることについてである。

東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者が東京電力及び国に損害賠償を求めた集団訴訟において、政府が定めた指針を超える賠償を東京電力に命じた判決が確定している。被害は県内全域に及び、全県民が被害者である。8月29日に福島市で行われた原子力損害賠償紛争審査会の意見交換会において、白河市の鈴木市長は「線引きされたことによる地域の分断」だと述べ、「分断される理由はない。福島全体として考えてほしい」と訴えた。最高裁で確定した集団訴訟の判決を踏まえ、県内全域を対象にした賠償が必要である。

最高裁で確定した集団訴訟の判決を踏まえ、県内全域を対象にした賠償が実現するよう中間指針の見直しを国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

中間指針の見直しについては、原子力損害賠償紛争審査会の検討状況を踏まえ、4月に引き続き原子力損害対策協議会の要望活動を9月に実施し、判決等の調査分析を進展させた上で、県民に混乱や不公平を生じさせないよう指針の見直しを含め適切な対応を求めた。

今後とも、県内の状況を踏まえた賠償が的確になされるよう取り組んでいく。

吉田英策委員

ぜひとも国に強く求めるよう願う。

次に、原発事故後の県外避難者を支援する民間団体に支給してきた帰還・生活再建支援補助金について聞く。

支給範囲が狭められ、今まで支給してきた家賃や電話代などが一部対象外になっている。支援団体は「申請額の3分の1しか認められず、周知期間も短く、激変緩和措置もない」、「補助金を削られたら今までどおりの支援ができなくなる」と訴えている。

県外の民間団体が行う避難者支援への補助金を削るべきではないと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

県外の民間団体への補助金については、本県の県外避難者が避難先で安心して暮らし、生活再建や帰還への効果が期待される事業に対して国の復興財源を活用して補助するものであり、県民や国民から理解が得られ必要な支援が継続できるよう、事業の成果や健全性を確認しながら適切な執行に努めている。

吉田英策委員

支援団体からは、人件費、家賃、電話代など今まで認められていた経費が削られたとの訴えがある。補助の打切りは、避難者への支援の打切りに等しいと思う。

削減せず例年どおり支給すべきであるが、どうか。

#### 避難地域復興局長

先ほども答弁したとおり、当該補助金は従来から避難者の生活再建や帰還の判断等に資する事業に対する経費の補助であるが、その観点で令和3年度に現地へ赴き成果確認として検査した結果、一部適正を欠く事例が確認された。具体的には、団体の通常業務に係る運営費や報酬等に一部充当されている事例等があり、当然当事者団体の了解を得て精算段階で減額や返還措置の経緯を踏んでいる。したがって、4年度においてはそのような誤解や疑義が生じないよう補助対象をしっかりと明記し、今回の募集についても丁寧に説明した上で採択を進めている状況である。

県としては、事業の効果と適正化を両立させながら必要な支援を継続できるよう、適切に運営していきたいと考えている。

#### 吉田英策委員

これは今まで支出してきた経費であり、それを削ってきていることは事実だと思う。支援団体は削られれば支援を打ち切らざるを得ないと訴えてきているわけであるため、支給の継続を求めたい。

河川整備について聞く。

2019年の台風第19号によって、いわき市では直接死8人を含め13人が死亡する甚大な被害が出た。現在夏井川の復旧工事が進んでいるが、住民団体は堤防のかさ上げや堤防決壊部分でない堤防の両面ブロック張りを行うよう求めている。

夏井川の改良復旧事業について、市街地の区間は堤防の両面全体をブロックで補強すべきと思うが、県の考えを聞く。

#### 土木部長

夏井川の市街地区間における復旧については、決壊箇所において堤防の両面全体にブロックを設置するとともに、決壊箇所の隣接区間において洪水が堤防を越えた場合でも堤防が侵食され決壊しないよう、川側のり面全体と住宅地側のり面下部にブロックを設置し堤防を補強することとしている。

#### 吉田英策委員

流量が確保できれば大丈夫との説明だと思うが、住民が求めているのは市街地区域全体の両面ブロック張りである。

市街地部の両面ブロック張りを検討すべきではないかと思うが、どうか。

#### 土木部長

夏井川の堤防のブロック補強については、専門家で組織する夏井川堤防技術検討会において、洪水時の越流水による住宅地側の堤防のり面下部の洗掘が決壊原因であるとされていることから、住宅地側の堤防のり面下部をブロックで補強することが決壊防止のための有効な工法であると考えている。

引き続き、計画に基づき仮復旧事業を進め、再度の災害防止を図っていく考えである。

#### 吉田英策委員

次に、県管理河川における河道掘削や樹木の伐採を定期的に行うべきと思うが、県の考えを聞く。

#### 土木部長

河道掘削や樹木の伐採については、増水時に流れを妨げるおそれのある箇所等において重点的に実施しており、今後も日常の定期的なパトロールに加え、大雨による増水後の点検等により河川の状況を的確に把握した上で、対策が必要な箇所において適時実施していく。

#### 吉田英策委員

次に、河川内の民有地の取得について聞く。

複雑な利権関係や未登記地により所有者不明の土地が工事の進捗を阻害している。職員を増やし、様々な制度の活用により早急に土地を取得すべきである。

県は、河川改修工事に必要な民有地の取得をどのように進めていくのか。

#### 土木部長

河川改修工事に必要な民有地については、相続登記がなされないことによる権利者不明の土地の増加等が円滑な用地取

得の支障となっていることから、権利者の調査や用地交渉の外部委託、相続財産管理制度などの様々な手法の活用により取得を進めている。さらに、来年度から施行される土地に特化した新たな財産管理制度の活用も検討しながら、工事に必要な用地の取得を進めていく。

吉田英策委員

最後に、高校統廃合について聞く。

県が強行した南会津高校と田島高校の統合校である南会津高校は、依然として地域住民から中止を求める声が上がっている。

田島高校と南会津高校の統合は一旦凍結し、住民との対話を行うべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

田島高校と南会津高校の統合については、これまで地域住民に再編整備の必要性と統合校の方向性を丁寧に説明するとともに、通学に不安を抱える生徒や保護者の声に応え寄宿舎の整備を進めるほか、現在は通学バスの運行について南会津町と協議を行っている。

来年4月の開校に向け、引き続き地域の意見を踏まえながら魅力的な学校づくりに取り組んでいく。

吉田英策委員

通学の問題や地方創生の在り方など、地域から様々な意見や不満がまだまだに出ている。このような声に応えるために、教育長は引き続き対話する必要があると思うが、どうか。

教育長

田島高校と南会津高校の統合については、これまでも様々な機会において必要性と方向性を丁寧に説明してきた。今年の2月定例会における改正条例の議決以降も、6月に地域住民との懇談会を開催するとともに、町議会の全員協議会に対しても理解を得られるよう説明を行ってきたところである。

吉田英策委員

この統廃合問題は、条例制定だけでは解決しないと思っている。今後も話し合いを続けていくよう要望する。

前期計画の状況を踏まえれば、後期実施計画は統合や期日ありきで進めていくのは駄目だと思う。

県立高等学校改革後期実施計画において、地域の理解が得られない統合は中止すべきだと思うが、考えを聞く。

教育長

後期実施計画については、8月までに再編整備の対象となる全地域において1回目の改革懇談会を開催した。懇談会では統合後の地域や生徒への影響を心配する意見も出たが、統合の必要性や方向性についていずれも理解を得られたところであり、引き続き統合校の特色化に向け、地域の意見を聞きながら魅力ある学校づくりを進めていく。

吉田英策委員

いわき市で行われた懇談会でも、様々な意見が出されている。統合ありきでない進め方を望む声である。地域の声を無視した強引な方法は、将来に必ず禍根を残す。合意なき統合は中止すべきだと訴えて質問を終わる。

